

土砂災害防止法に基づく施策の 主な取り組み状況

土砂災害防止法の政策レビューの取り組み方針

テーマ名	土砂災害防止法
評価の目的、必要性	<p>土砂災害防止法[※]は、都市化の進行により山裾間際まで新興住宅地が拡大していた地域において、平成11年に発生した土砂災害を契機に、土砂災害のおそれのある土地の区域における警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に制定され、平成13年4月から施行された。法の施行から10年が経過したことを踏まえ、土砂災害の防止を図る施策の実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。</p> <p>※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>
対象政策	土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害警戒区域等において実施される警戒避難体制の整備や一定の開発行為（以下、「特定開発行為」という。）の制限等の土砂災害防止対策を対象とする。
評価の視点	<p>土砂災害警戒区域等の指定状況及び法に基づき行われる土砂災害防止対策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査は適切に行われているか ②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は適切に行われているか ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか
評価手法	<p>土砂災害防止法の実施主体である都道府県等を対象に、以下についてデータを収集・分析し、評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査の実施状況 ②土砂災害警戒区域の指定の状況及び指定が行われた区域の周知の状況 ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映状況 ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限についての実績 ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転についての実績
検討状況	平成22年度に都道府県を対象として、土砂災害警戒区域等の指定状況等の土砂災害防止対策の一部について取り組み状況を調査している。
第三者の知見の活用	・有識者等を交えた検討会を計3回程度開催し、意見を聴取する予定（検討会の委員構成等については検討中）。

第2回政策レビュー委員会での主な質問事項等と対応

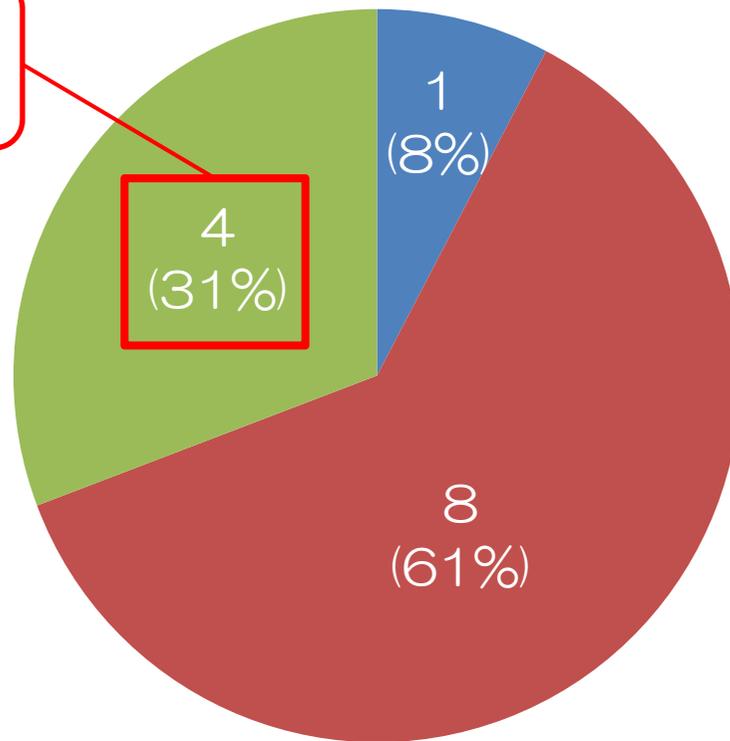
質問事項	対応
<p>区域指定は土砂災害危険箇所がベースとなっていると考えてよいのか。 土砂災害警戒区域(基礎調査)と土砂災害危険箇所の関係は、10年先を見越して、どうしていくのか考えるべき。</p>	<p>現時点では、土砂災害危険箇所をベースにしているが、基礎調査が完了した時点で警戒区域ベースに移行する等、整合がとれるようにしていきたい。</p>
<p>指定時に市町村から反対があっても区域指定を行うと答えた1県や住民からの反対があっても区域指定を行うと答えた16都県は、実態としてどのような手続き、作業で指定を進めているのか。</p>	<p>P13～15参照</p>
<p>岩手県の他に県独自の移転支援制度を設けている都道府県はあるのか。</p>	<p>現時点では無い。なお、鳥取県、島根県では、建築物の補強に対する支援制度を設けている。</p>
<p>台風12号による土砂災害発生箇所のうち、土砂災害警戒区域以外で発生した「その他」とは、指定対象であるが指定されていなかったのか。もしくは、指定対象外だったのか。</p>	<p>P3参照</p>
<p>台風12号による紀伊半島の土砂災害について言及する場合、そもそも計画の対象とはどのような現象のどのような規模なのかという大前提の問題がある。仮に計画の対象を既往最大の土砂災害とした場合、これを直ちに全国に展開していくことは無理であり、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>P4参照</p>
<p>津波防災地域づくり法のように、土砂災害対策を防災まちづくりの中で考えていくような仕組みが必要でないか。</p>	<p>今後検討していきたい。 なお、東日本大震災からの復興に関連し、移転先における土砂災害を未然に防止するため、関係部局に対する土砂災害警戒区域等の情報提供等を要請する事務連絡を都道府県に送付したところ。(H23.12.26送付)</p>

台風12号により人的被害が発生した土砂災害発生箇所について

- 台風12号で死者・行方不明者を伴う土砂災害は13箇所で発生(三重県、奈良県、和歌山県)
- 上記13箇所のうち、土砂災害警戒区域に該当していたのは1箇所であった。また、土砂災害警戒区域に該当していない12箇所のうち、土砂災害危険箇所に該当していたのは8箇所であった。

人的被害が発生した土砂災害発生箇所について

うち、土砂災害防止法の対象外の現象によるもの
・・・3箇所



- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害危険箇所
- その他

※土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所に該当する土砂災害は、土砂災害警戒区域に集計

N=13 (箇所)

土砂災害防止法が対象とする現象および規模について

第2回委員会における委員からの指摘

- 台風12号により紀伊半島で発生したような土砂災害について言及する場合、どのような現象のどのような規模を計画の対象とするかという問題がある。
- このような地域では、計画の対象として対岸から流出した土砂が河川をせき止めて水があふれ出したり、対岸からの土砂が河川を渡ってせり上がることにより被害を及ぼすような現象等も含め、既往最大規模を想定することが考えられるが、そのような考え方を全国に展開することは困難。

事務局の考え

- 対岸から流出した土砂が河川をせき止めて水があふれ出したり、対岸からの土砂が河川を渡ってせり上がることにより被害を及ぼすような現象は稀であり、法律として規定するには、現時点では調査・研究が十分でないことに加え、蓋然性の点で難しいと思われる。
- また、対象とする規模についても、データの蓄積の問題、通常事業とのバランスもあり、既往最大規模にすることは難しいと思われる。

土砂災害防止法に基づく施策の 主な取り組み状況

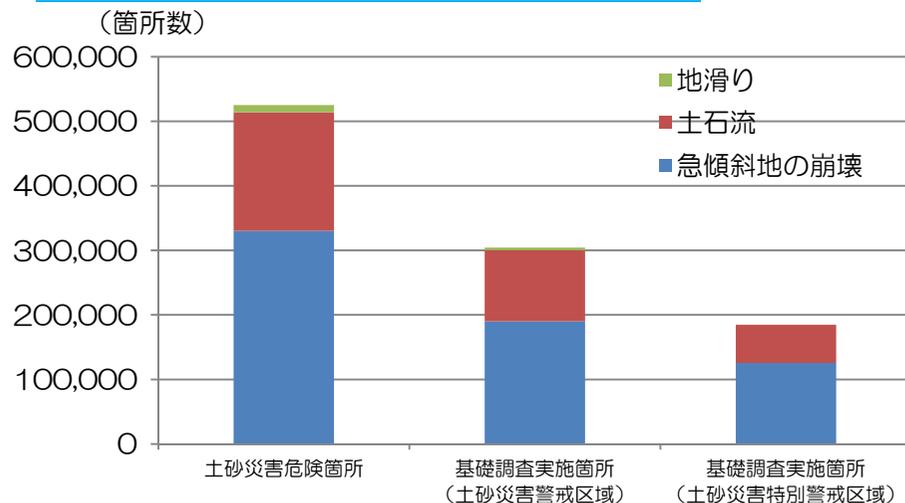
①-1 基礎調査の実施状況

- 基礎調査※は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、土砂災害警戒区域で約30万4千箇所、土砂災害特別警戒区域で約18万5千箇所を実施

※基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等が存在すると判明した箇所

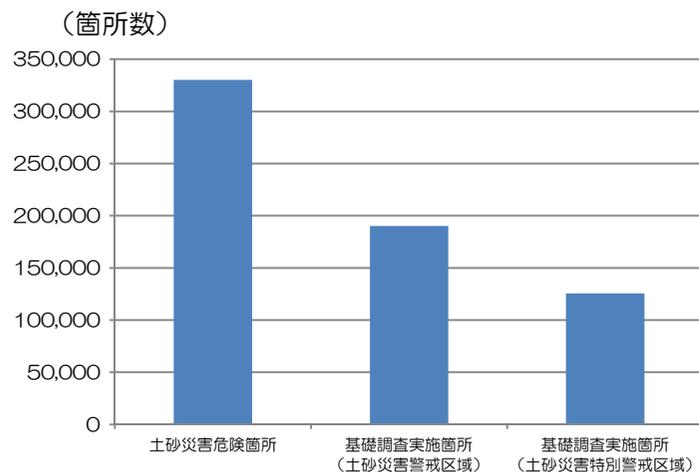
全国の基礎調査の実施状況

(H23.12.31時点)

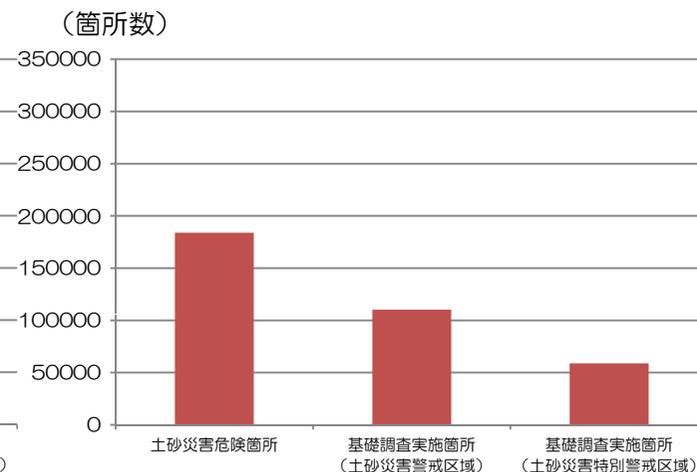


	全箇所	急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
基礎調査実施箇所 (土砂災害警戒区域)	304,321	190,183	110,208	3,930
基礎調査実施箇所 (土砂災害特別警戒区域)	184,544	125,669	58,874	1
【参考】土砂災害危険箇所	525,307	330,156	183,863	11,288

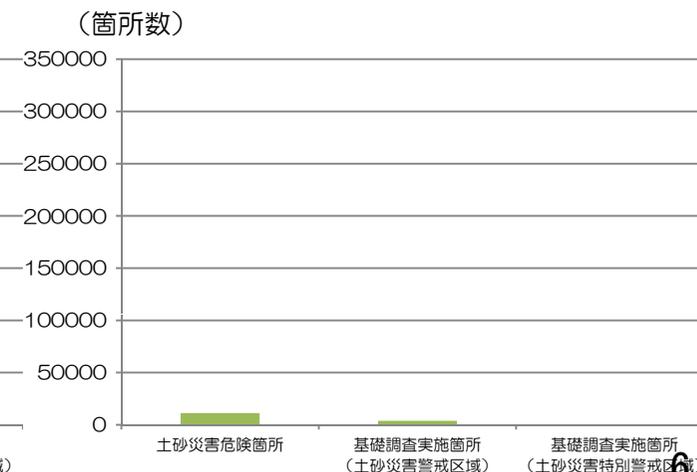
急傾斜地の崩壊



土石流



地滑り

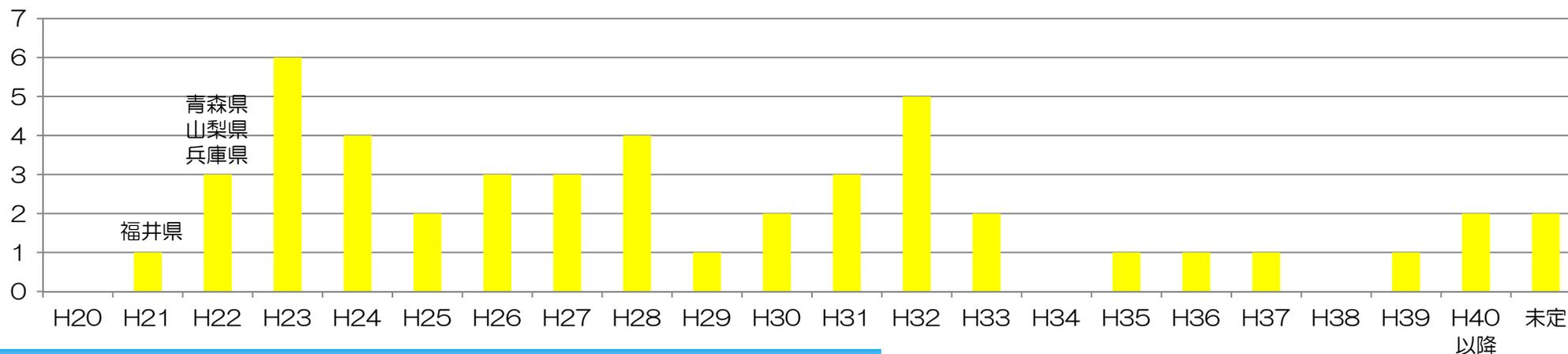


①-2 基礎調査の完了予定年度

- 都道府県の多数が平成30年度前後までに完了する予定である一方、平成40年度以降に完了する予定であったり、完了予定が未定の都道府県がある
- 1回目の基礎調査が完了した都道府県がみられる

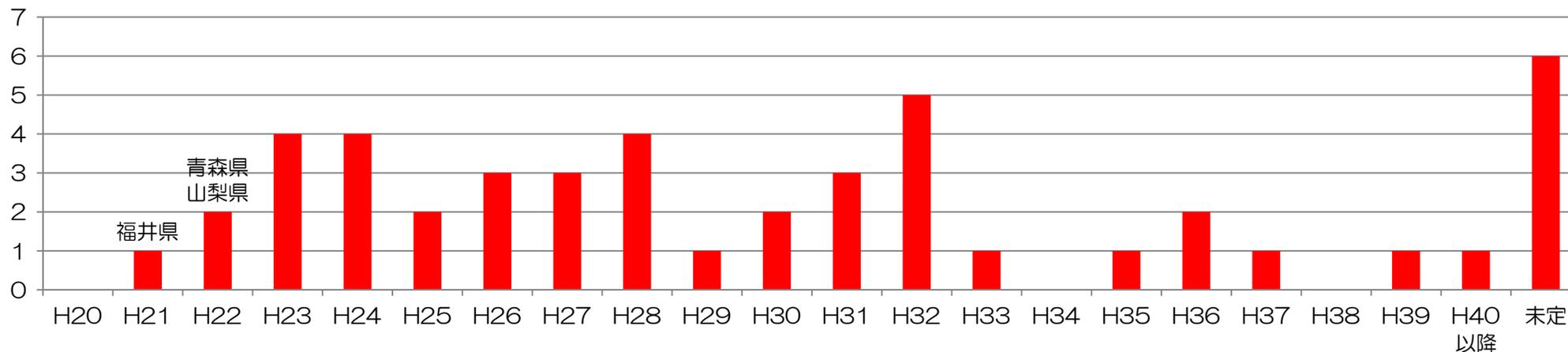
基礎調査(土砂災害警戒区域)の完了予定年度

(都道府県数)



基礎調査(土砂災害特別警戒区域)の完了予定年度

(都道府県数)

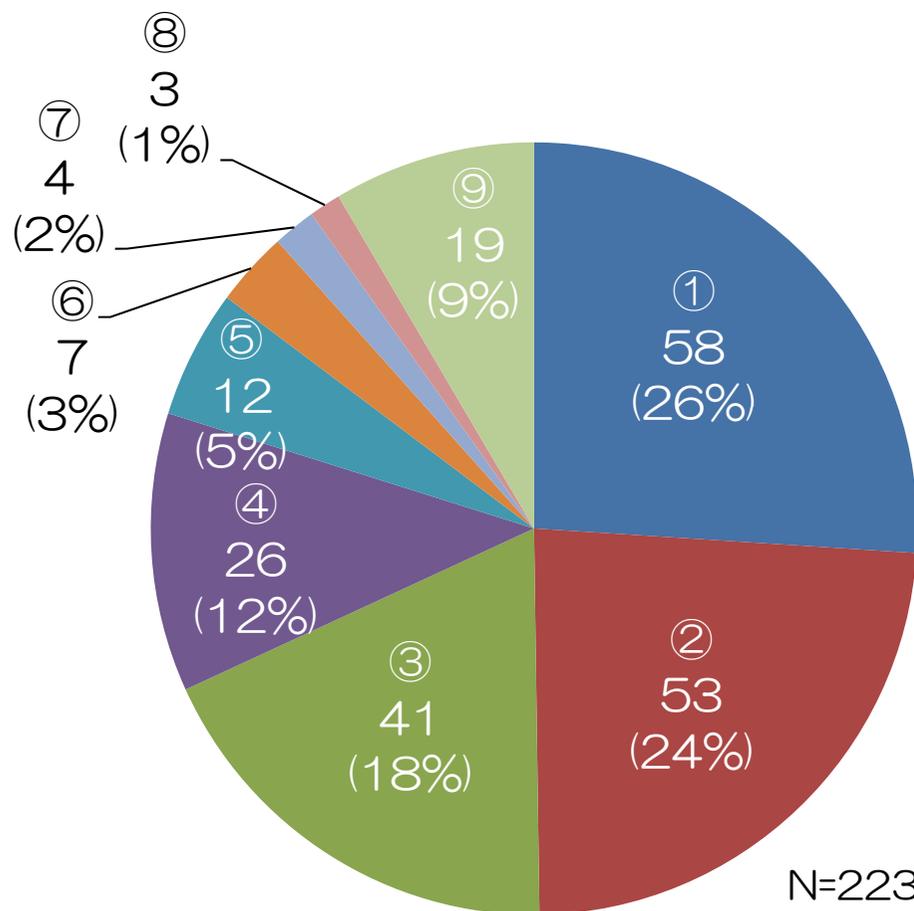


①-3 基礎調査が進まない理由

- 基礎調査が進まない理由としては、予算を確保することができないことや住民への説明に時間を要することが多い

基礎調査が進まない理由

(47都道府県にアンケート調査を実施、
3項目まで回答可とし、1位を3点、2位を2点、3位を1点で集計)



N=223 (点数)

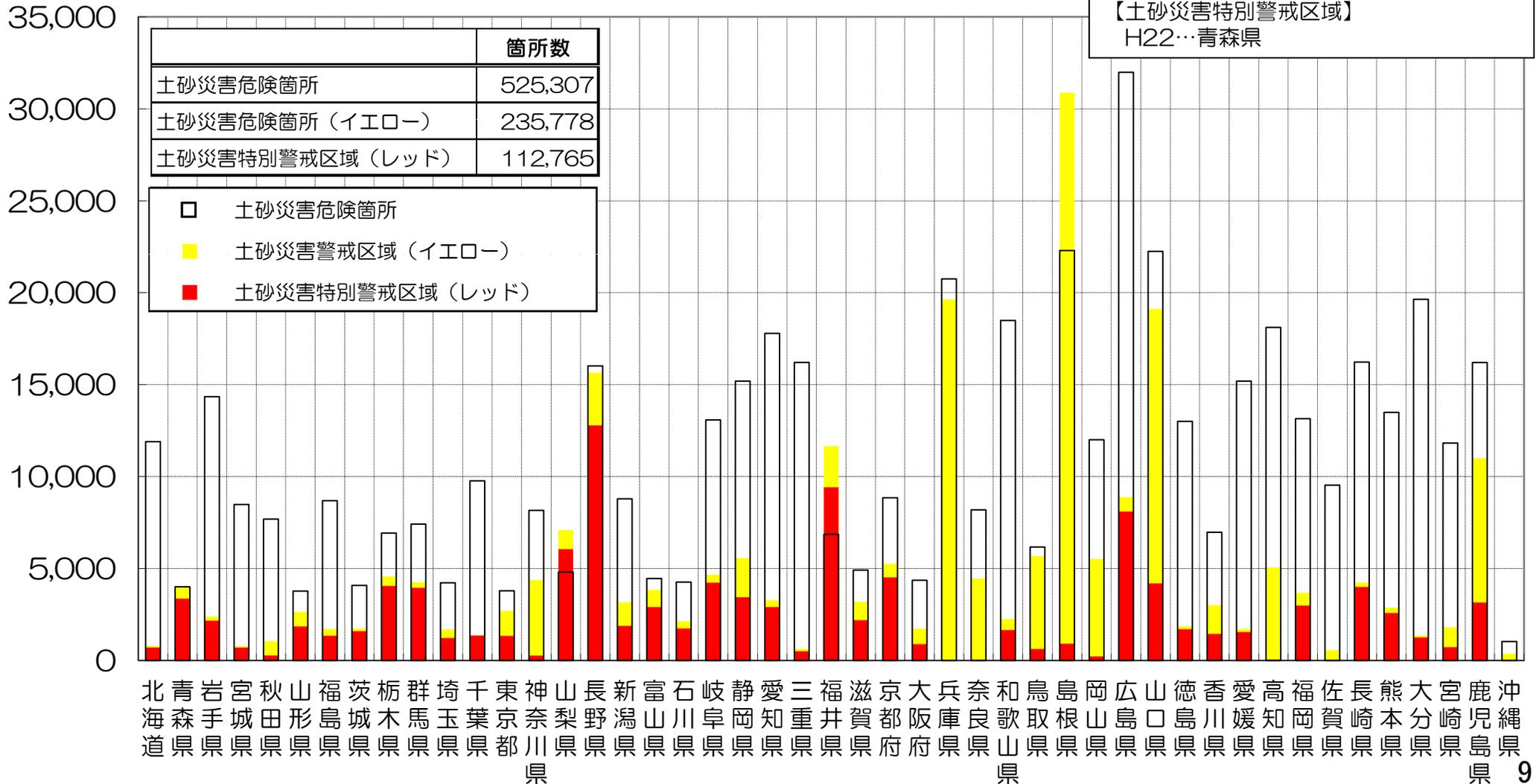
- ① 予算の確保が困難
- ② 住民への説明に時間を要する
- ③ コンサルタント業務による区域設定の確認に時間を要する
- ④ 市町村との協議に時間を要する
- ⑤ 調査のベースとなる地形図を都道府県の全域で作成することを先行した
- ⑥ 住民の反対への対応に時間を要する
- ⑦ 調査の発注に時間を要する
- ⑧ 市町村の反対への対応に時間を要する
- ⑨ その他

②-1 都道府県別の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

- 都道府県により指定の進捗状況に大きな差がある
- 土砂災害警戒区域の指定を先行している都道府県がみられる(約9県)

都道府県別の土砂災害警戒区域等の指定状況 (H23.12.31時点)

(箇所数)



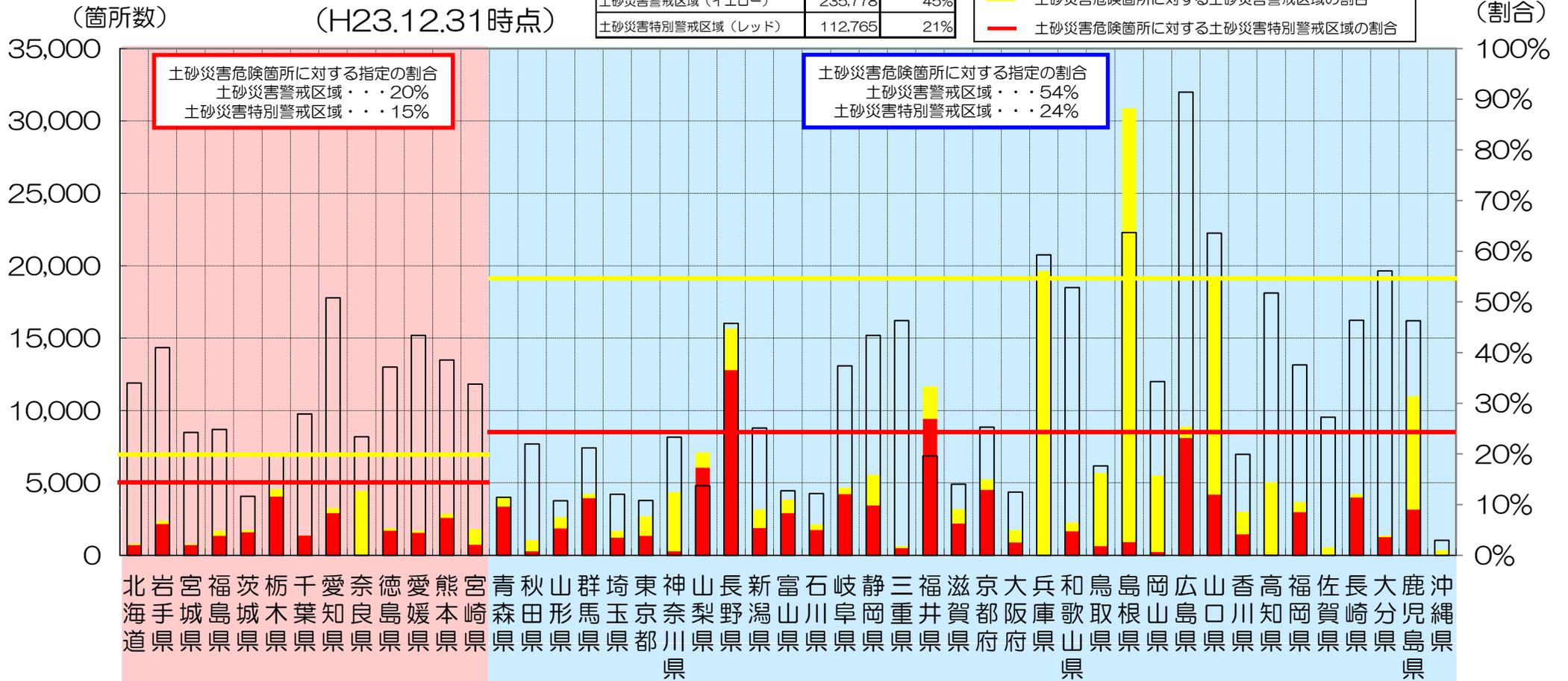
②-2 指定の実施方針と指定の進捗状況の関係

- 市町村や自治会単位で指定(一定の地区を一括して指定)を行っている都道府県の方が、指定が比較的進んでいる

都道府県別の 土砂災害警戒区域等の指定状況

	箇所数	土砂災害危険箇所に対する割合
土砂災害危険箇所	525,307	-
土砂災害警戒区域(イエロー)	235,778	45%
土砂災害特別警戒区域(レッド)	112,765	21%

□	土砂災害危険箇所
■	土砂災害警戒区域(イエロー)
■	土砂災害特別警戒区域(レッド)
—	土砂災害危険箇所に対する土砂災害警戒区域の割合
—	土砂災害危険箇所に対する土砂災害特別警戒区域の割合



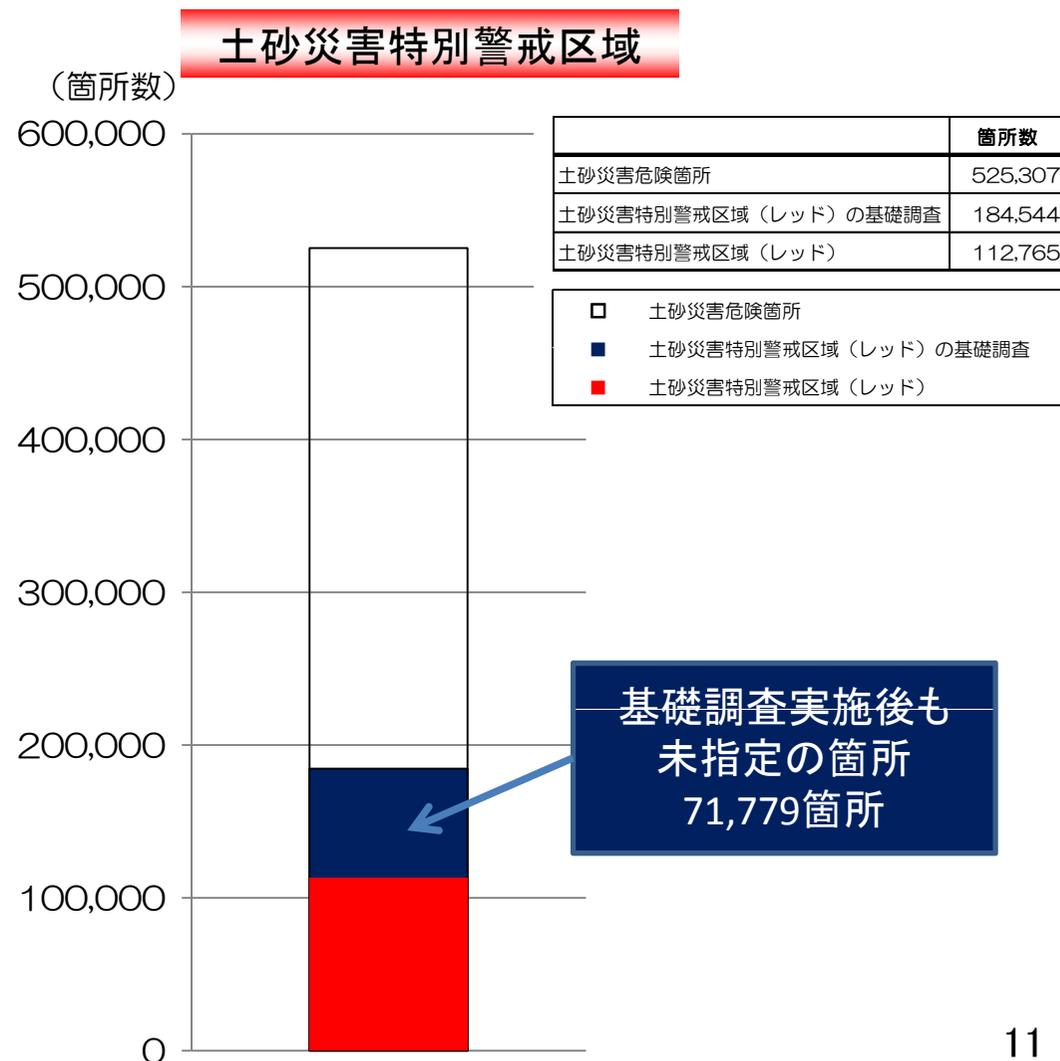
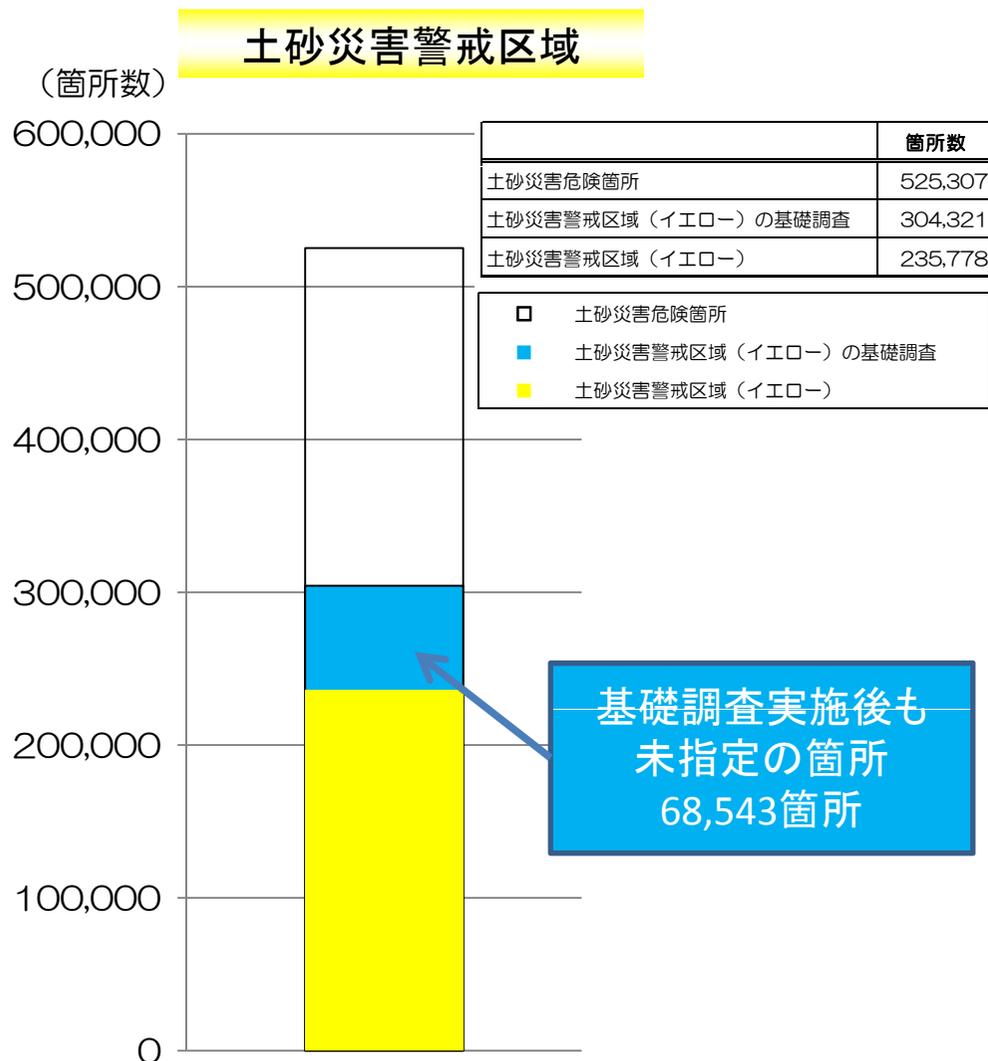
- ・・・優先して指定を行う箇所ごとに指定(地区毎でなく、個別箇所指定)を行っている都道府県
- ・・・市町村や自治会単位で指定(一定の地区を一括して指定)を行っている都道府県

②-3 基礎調査実施済み箇所への指定状況

- 基礎調査が完了しているにもかかわらず、指定がされていない箇所が多くみられる
(全国において、土砂災害警戒区域で約6万9千箇所、土砂災害特別警戒区域で約7万2千箇所)

基礎調査実施済み箇所への指定状況

(H23.12.31時点)



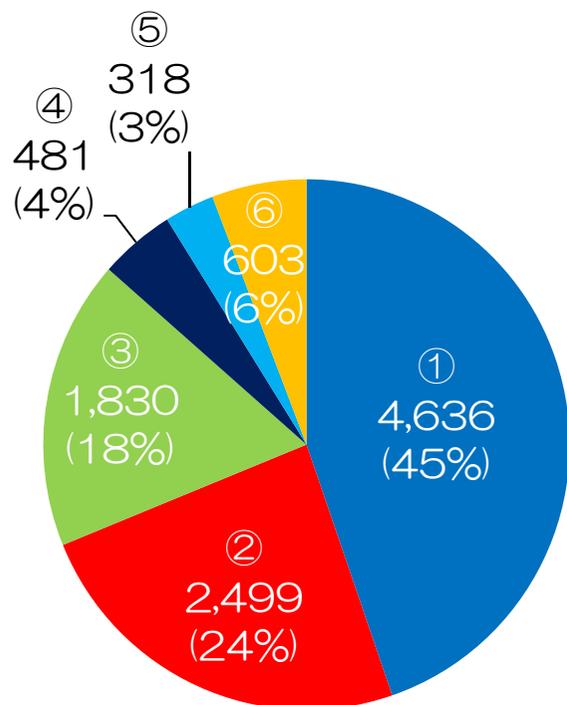
②-4 未指定の理由

- 基礎調査実施後も土砂災害警戒区域が指定されない理由としては、一定の地区単位で指定を行うよう市町村から要望されていることが多い
- 基礎調査実施後も土砂災害特別警戒区域が指定されない理由としては、市町村の反対への対応に時間を要することが多い

基礎調査が完了して3年以上経過しても指定されない理由

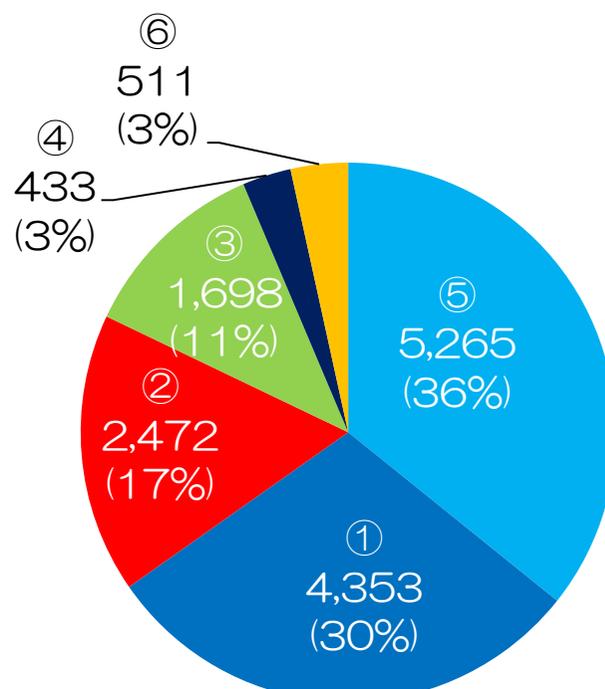
(47都道府県にアンケート調査を実施)
※一部の都道府県は、概数で回答

土砂災害警戒区域



N=10,367 (箇所)

土砂災害特別警戒区域



N=14,732 (箇所)

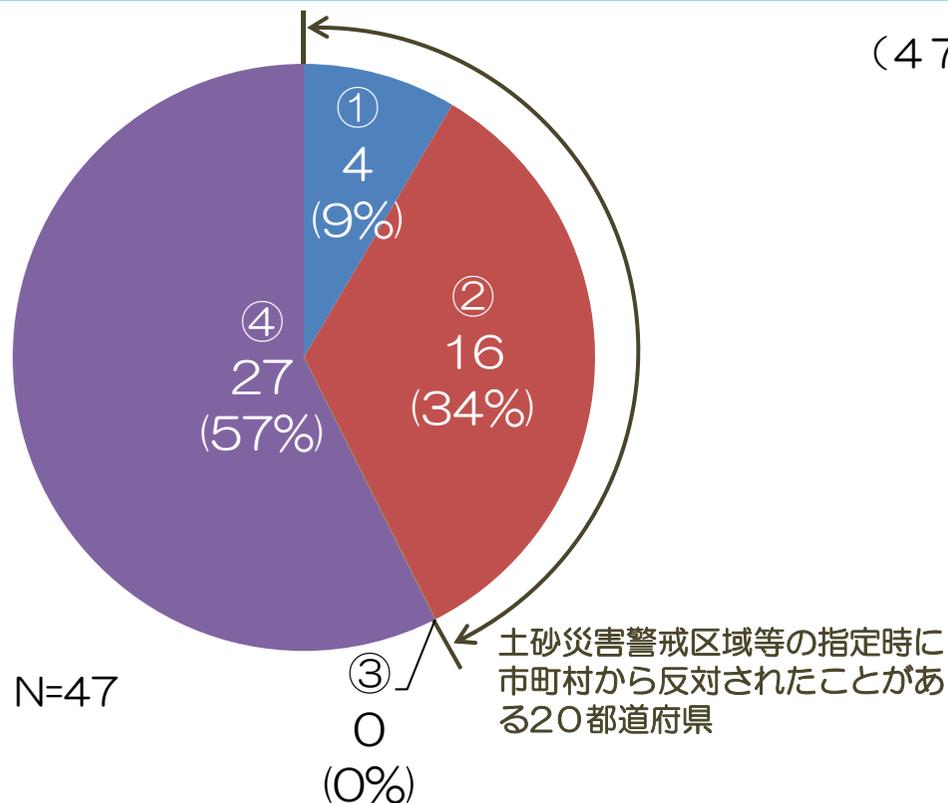
- ①一定の地区単位（市町村、自治会等）で指定を行うよう市町村から要望されている
- ②住民への説明会等に時間を要する
- ③住民の反対への対応に時間を要する
- ④市町村との協議に時間を要する
- ⑤市町村の反対への対応に時間を要する
- ⑥その他

②-5 指定時に市町村から反対があった場合の対応

- 土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対された場合、事例がある20都道府県のうち、4県は指定を断念している
- 一方、反対があっても区域指定を行う都道府県は無い

土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対があった場合の対応

(47都道府県にアンケートを実施)



- ①市町村への意見照会の回答による反対があれば区域指定は行わない
- ②市町村への意見照会の回答による反対があっても理解が得られるまで粘り強く説明等を続ける
- ③市町村への意見照会の回答による反対があっても区域指定を行う
- ④市町村への意見照会の回答による反対事例がないため回答することができない

事務局の考え

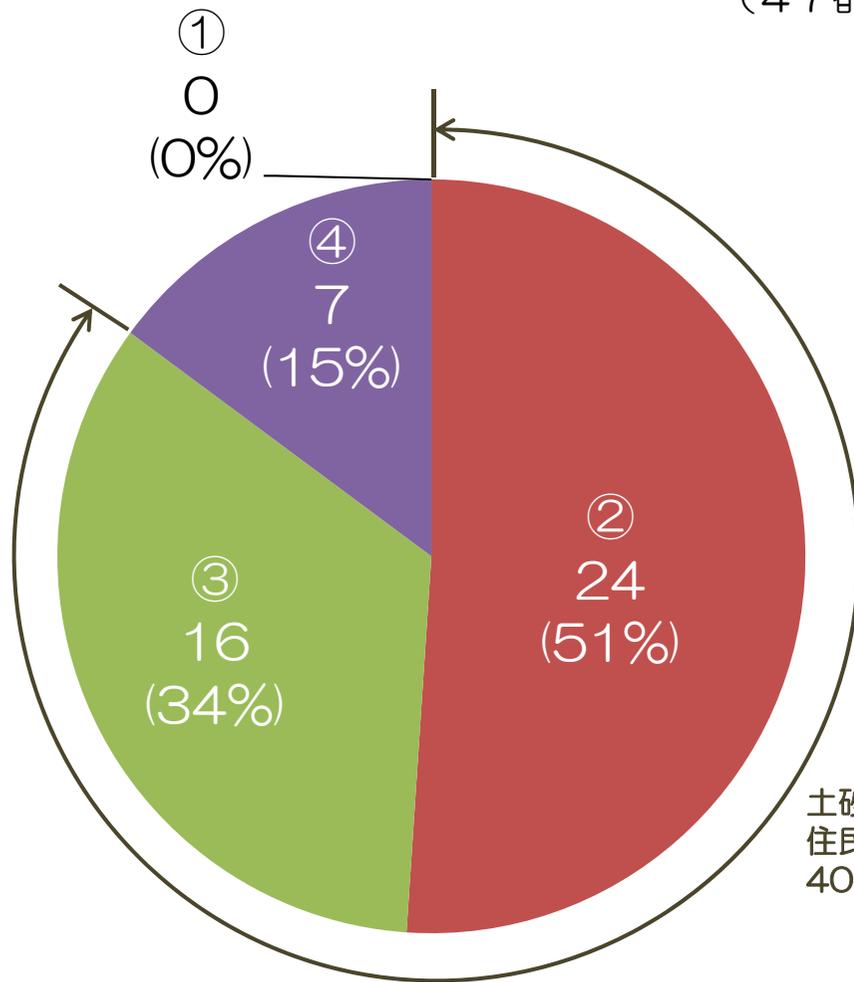
今回、再確認したところ、市町村から反対があっても指定に踏み切った事例はなく、大きな課題であることがわかった。国としての考え方を示す方向で検討したい。

②-6 指定時に住民から反対があった場合の対応

- 土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対された場合、事例がある40都道府県のうち、指定を断念する都道府県は無く、24道府県は理解が得られるまで粘り強く説明等を行っている

土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対があった場合の対応

(47都道府県にアンケートを実施)



- ①住民の反対があれば区域指定は行わない
- ②住民の反対があっても理解が得られるまで粘り強く説明等を行う
- ③住民の反対があっても区域指定を行う
- ④住民の反対事例がないため回答することができない

土砂災害警戒区域等の指定時に
住民から反対されたことがある
40都道府県

N=47

②-7 住民からの反対および対応事例

住民からの反対事例

■事例1

〔反対している指定の対象〕

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

〔反対および対応内容〕

当該地区は、過去より頑なに指定に反対している地区であり、住民説明会自体を開催させてもらえない状況。県としては警戒避難体制の整備の目的からも土砂災害警戒区域だけでも指定していく方針であるため、市へ協力を依頼したところ、市としても指定の必要性は分かるが、住民に反対があることから指定の同意書を提出することはできないと回答された。

そこで、県が段取りから説明後の対応まで責任を負うとの約束の下、住民説明会を開催した。また、区域指定へ向け、市長へ直接説明も行い、市の了解を得てから指定を行った。

■事例2

〔反対している指定の対象〕

土砂災害警戒区域

〔反対および対応内容〕

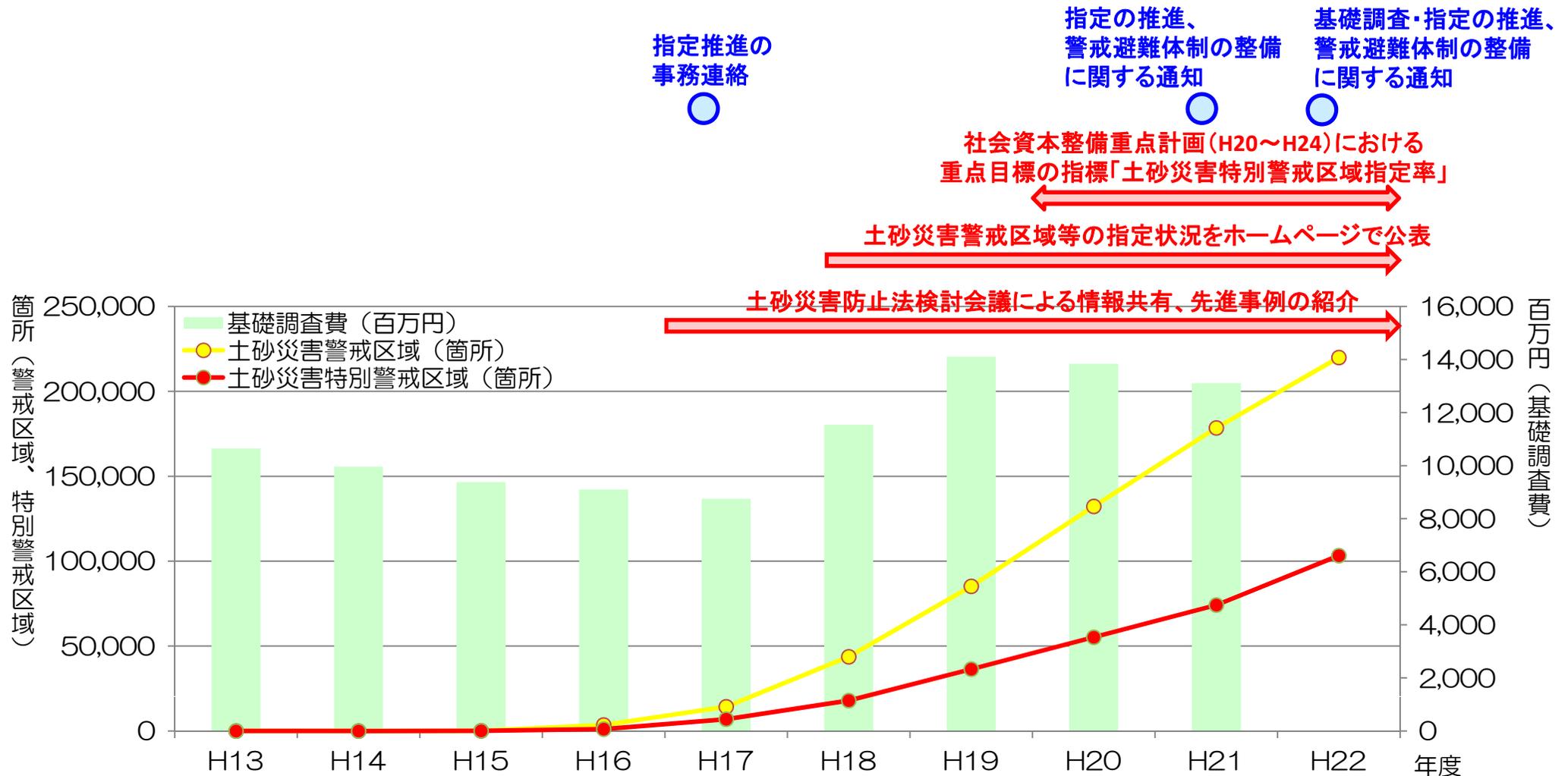
住民より、地価の下落による財産権の侵害、調査が不十分、住民への周知不足を理由に指定に反対された。県の対応として、複数回住民説明会を行い、財産権の侵害に当たらないこと、法令により定められた基準により実施していることを説明。また、指定予定区域内の全戸に資料を配布し、資料の配付後、意見の受付期間を設け、質疑が寄せられた場合は再調査を行い、必要があれば指定範囲を見直した。

全員の納得は得られなかったが、市と調整を行い、市より異議なしとの回答を得てから指定を行った。

②-8 国土交通省の指定促進に向けた取り組み

- 国土交通省では指定促進に向けて、これまでに検討会議における情報共有や先進事例の紹介、ホームページにおける指定状況の公表、社会資本整備重点計画への位置づけ、都道府県宛に指定促進等の通知を実施

全国の基礎調査費、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の推移



※基礎調査費は当初予算

※平成22年度は社会資本整備総合交付金に移行したため、把握することができない

③-1 地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

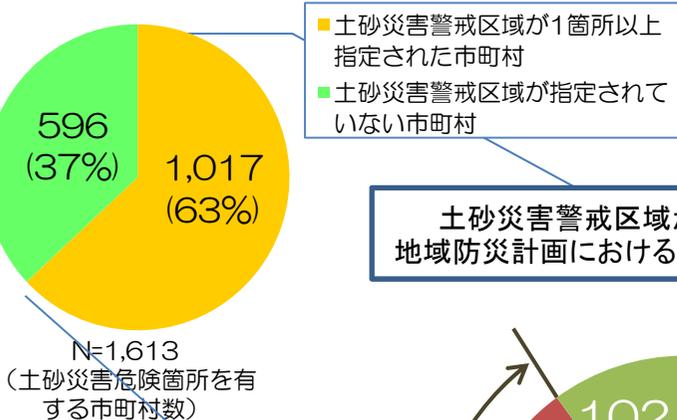
- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害にかかる警戒避難体制が記載されている市町村は90%
- そのうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目(下記)すべてについて記載されている市町村は12%

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

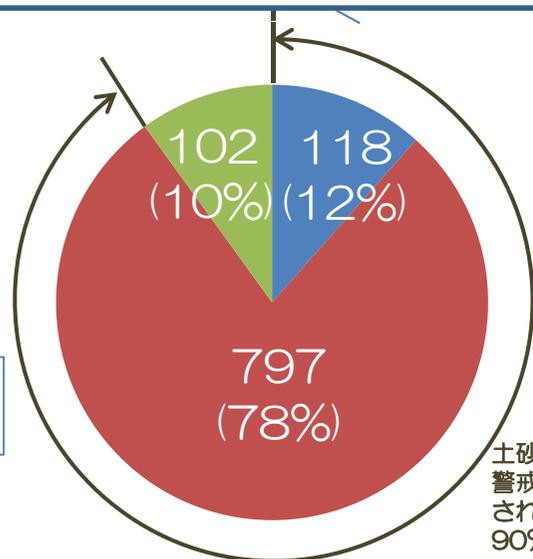
土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制に関して記載すべき項目についての記載状況

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、土砂災害警戒区域が指定された市町村

(H23.3.31時点)



土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況



■ すべての項目を記載
■ 一部の項目を記載
■ 記載無し

N=1,017 (土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

(H23.3.31時点)

- 避難勧告等の発令基準 (土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準) . . . 53%
- 土砂災害警戒区域等 . . . 73%
- 避難勧告等の発令対象区域 . . . 22%
- 情報の収集及び伝達体制 . . . 70%
- 避難所の開設・運営 . . . 47%
- 災害時要援護者への支援 . . . 61%
- 防災意識の向上 . . . 72%

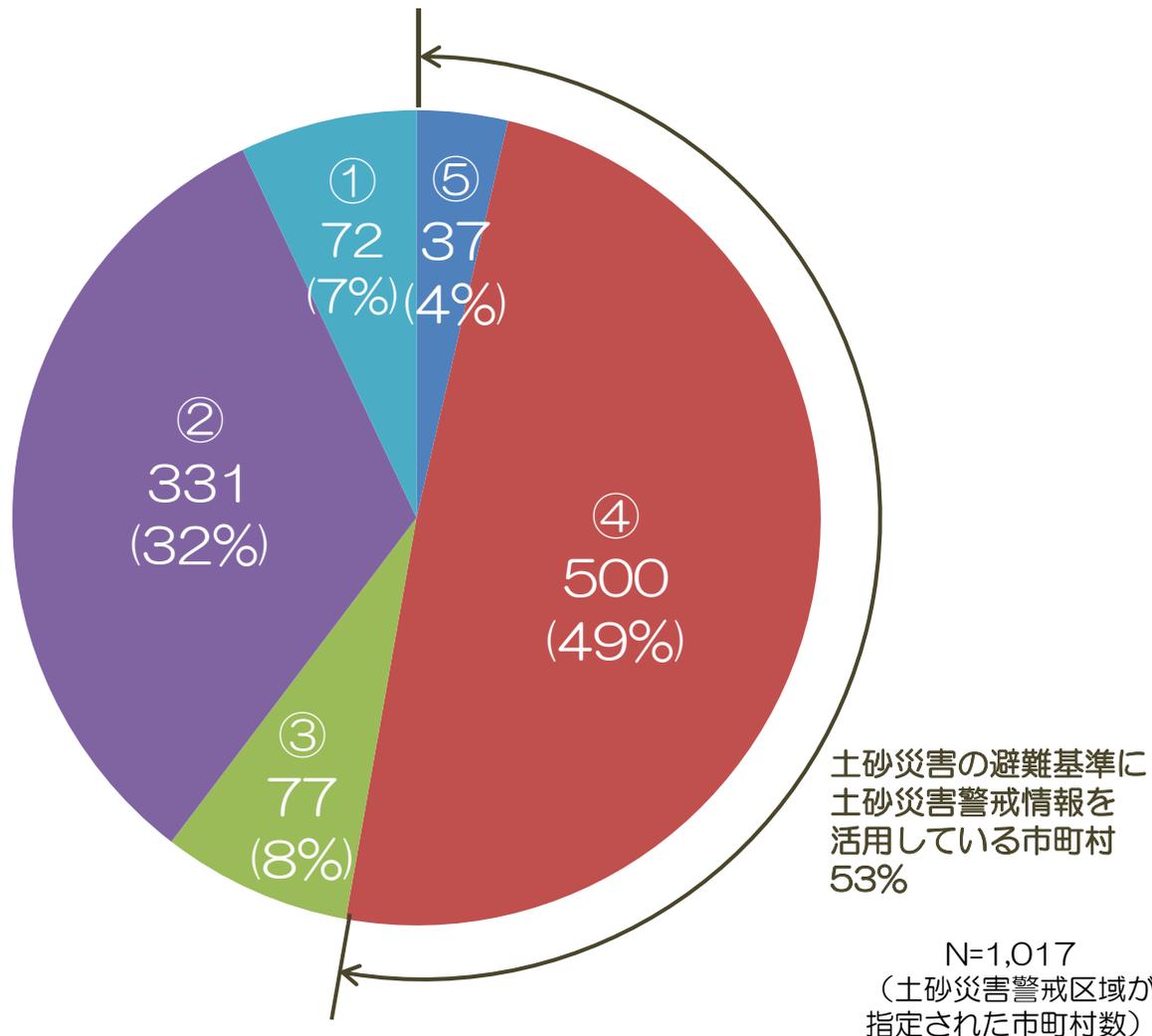
N=1,017 (土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

③-2 避難勧告発令基準における土砂災害警戒情報の活用状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村(⑤及び④)は53%

市町村区の地域防災計画における
避難勧告発令基準の設定状況

(H23.3.31時点)



■記載状況

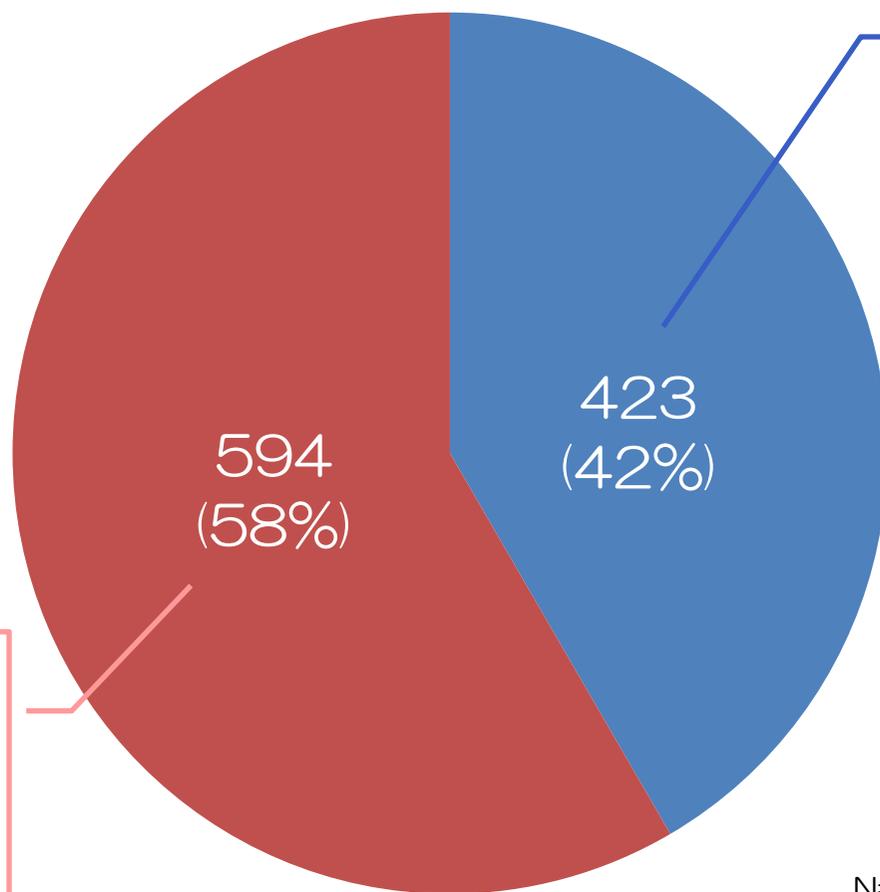
- ⑤
土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ④
土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③
具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。
- ②
「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ①
避難勧告に関する記載なし。

③-3 土砂災害ハザードマップの公表状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村において、土砂災害防止法第7条第3項に基づくハザードマップを印刷物の配布等で公表している市町村は42%

土砂災害警戒区域を指定した市町村におけるハザードマップの公表状況

(H23.3.31時点)



土砂災害防止法第7条第3項に基づく、土砂災害ハザードマップ公表済みの市町村

土砂災害警戒区域が指定されている市町村のうち、土砂災害防止法第7条第3項に基づく、土砂災害ハザードマップ未公表の市町村

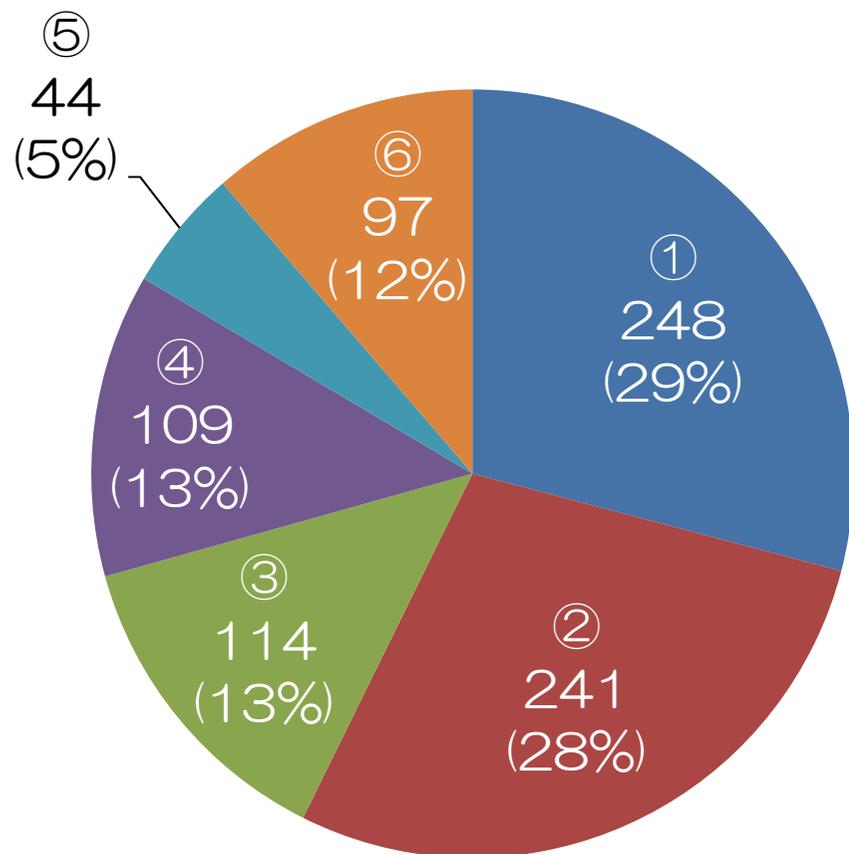
N=1,017
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

③-4 土砂災害ハザードマップ未作成の理由

- 土砂災害ハザードマップが未作成の理由として、市町村の人員不足や予算不足が多い

土砂災害ハザードマップが未作成の理由

(土砂災害ハザードマップが一部でも未作成の市町村にアンケートを実施し562市町村から回答、複数回答可)



- ①市町村の人員が不足
- ②予算が不足
- ③市町村全域の区域指定が完了していない
- ④作成できる技術者が不在
- ⑤作成に時間を要する
- ⑥その他

N=853 (回答数)

④ 特定開発行為に関する事前相談の件数とその後の状況

- 事前に相談が行われた31件のうち、6件において計画を修正して、特定開発行為に該当しないよう安全な計画に見直しが行われた

特定開発行為の許可申請に関して
都道府県の砂防部局が事前に相談を受けた件数

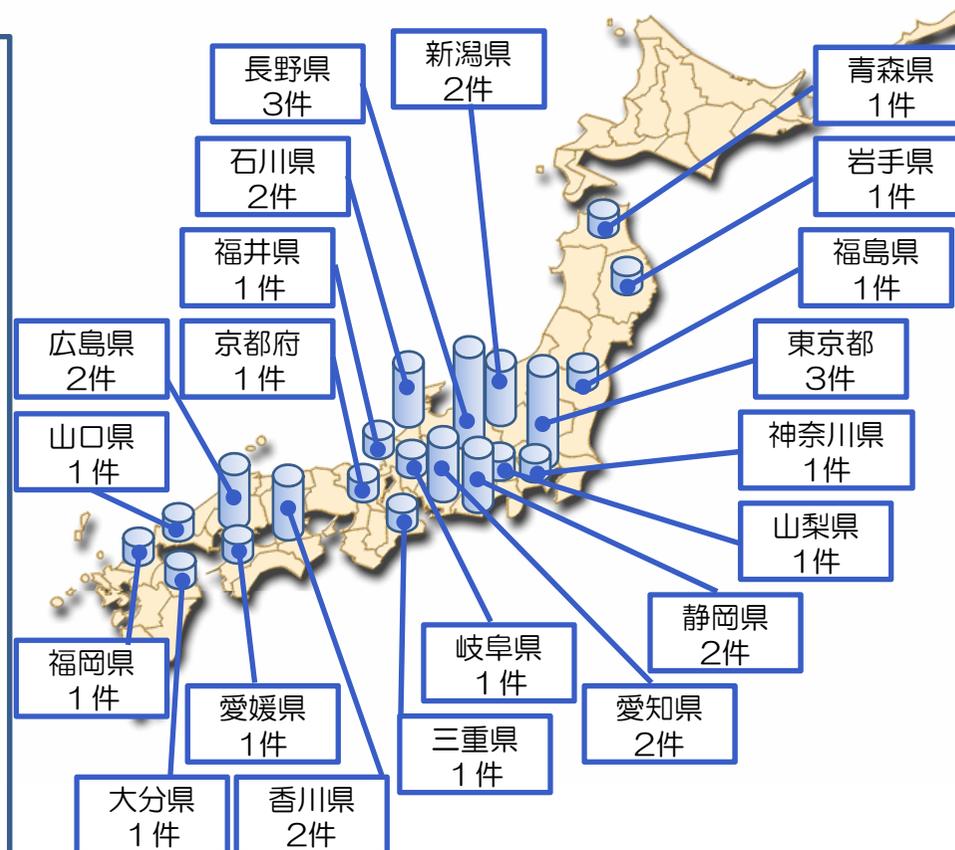
(H23.8.31時点)

都道府県別

全国で31件の相談実績

【相談結果の内訳】

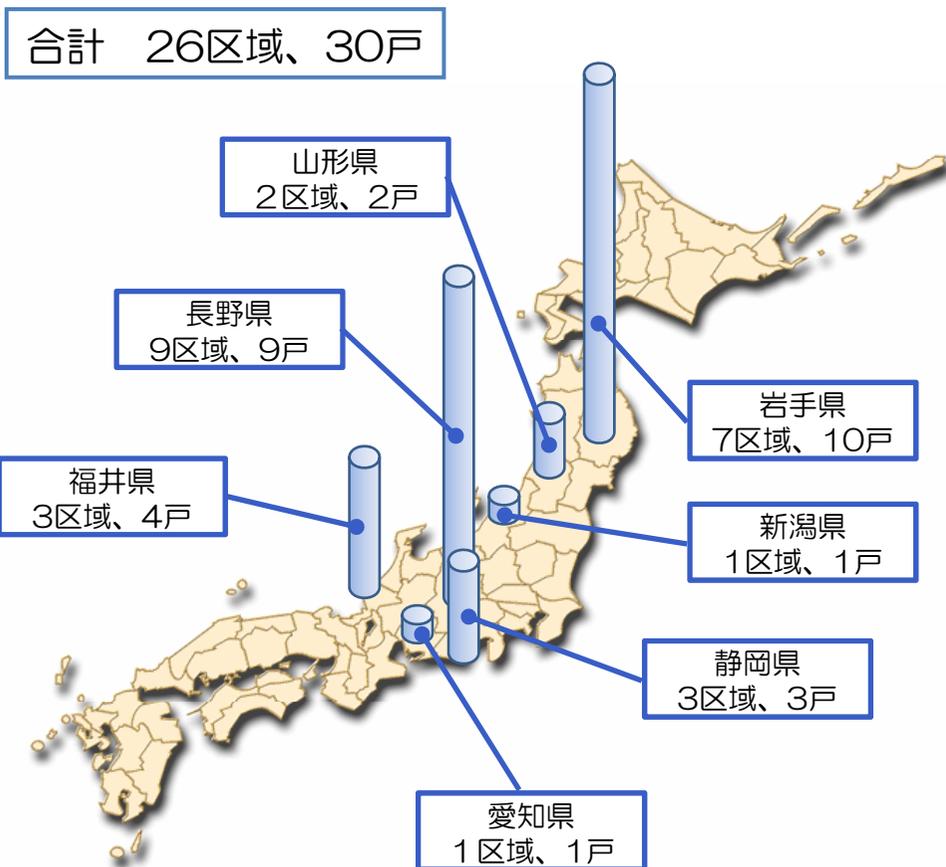
- 安全対策を講じて開発を許可・・・5件
- 土砂災害特別警戒区域内での開発行為にならないよう、計画を見直し・・・6件
例) 老人ホームを建設する計画の建設候補地に土砂災害特別警戒区域を含むものがあつたため、建設候補地から除外した
- 特定開発行為に該当しなかった・・・5件
- 現在相談中・・・3件
- 不明(相談後、開発業者からの連絡がない等)・・・12件



⑤-1 移転実績、移転支援制度の活用状況、移転勧告の実績

- 土砂災害特別警戒区域からの移転が行われた全国26区域、30戸の全てにおいて、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)が活用されている
- 不動産取得税の減免(H22.3.31に終了した制度)は、1戸において活用された事例がある
- 岩手県では、住宅・建築物安全ストック形成事業の上乗せで、県単独の移転支援事業によって移転経費を補助している
- また、全国の4県で移転勧告の判断基準が策定されているが、移転勧告の実績はない

移転実績 (H23.8.31時点)



住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)による補助

■対象要件

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転

■事業主体

- ・地方公共団体(原則として市町村)

■補助内容

- ・除却等費 : 危険住宅の除却等に要する費用
- ・建物助成費 : 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

■補助対象限度額(平成22年11月26日時点)

除却等費			780
借入金金利子相当額 (建物助成費)	一般地域	建物 土地 計	3,100 960 4,060
	特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域	建物 土地 敷地造成 計	4,440 2,060 580 7,080

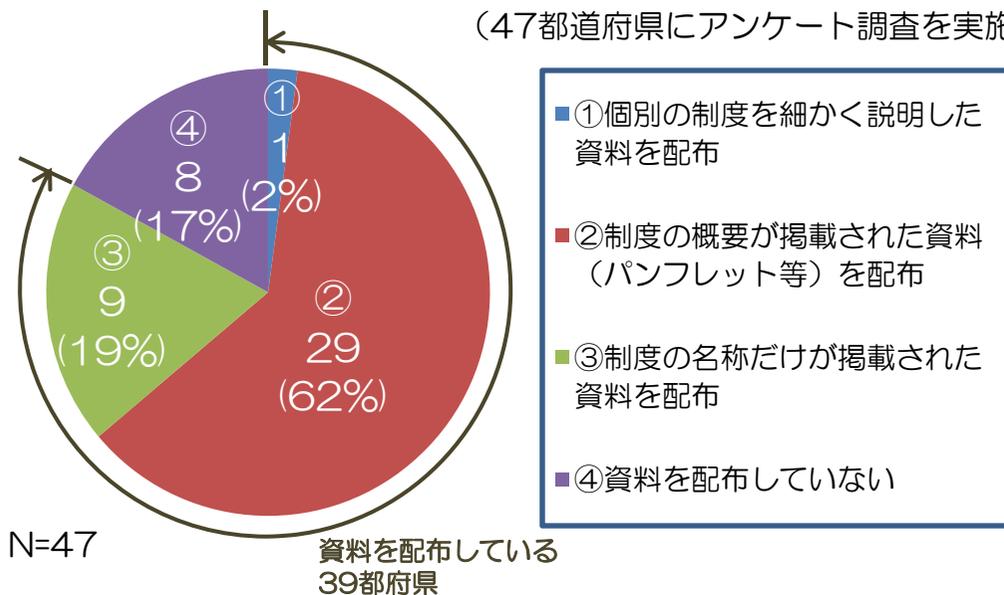
最大、7,860千円まで費用を補助

⑤-2 住民説明会における移転支援制度の周知状況

- 住民説明会で39都府県が移転支援制度を説明した資料を配布し、23道県が移転支援制度を説明している
- 移転実績のある都道府県では、資料の配布や説明を着実に実施している傾向

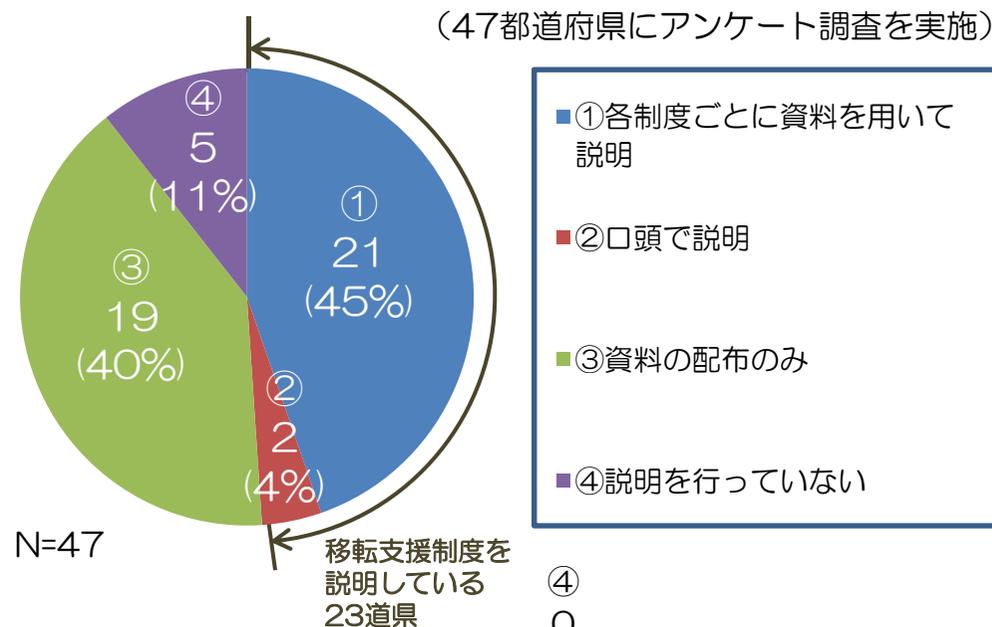
住民説明会で配布する資料

(47都道府県にアンケート調査を実施)

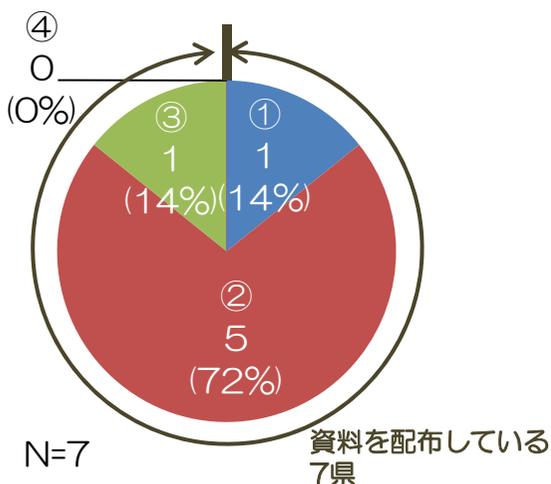


住民説明会での周知方法

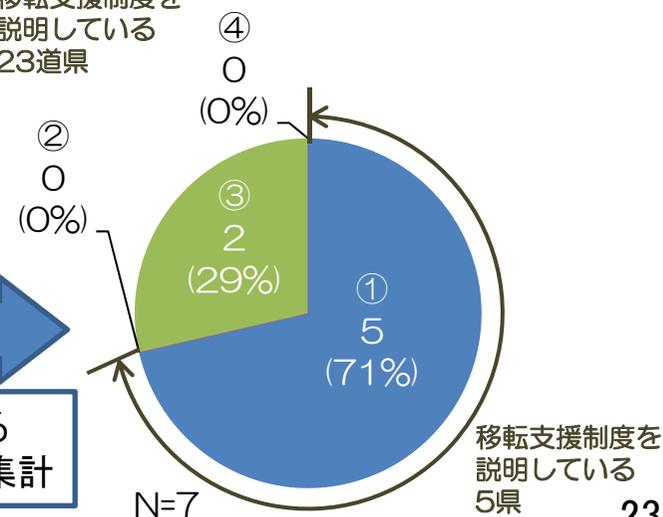
(47都道府県にアンケート調査を実施)



移転実績のある
都道府県のみ集計



移転実績のある
都道府県のみ集計



これまでの取り組み状況

項目	取り組み状況
基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約30万4千箇所実施 ・進捗状況は<u>都道府県毎に大きな差</u> *主な理由:予算不足、住民説明に時間を要す 等
区域指定	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域は約23万6千箇所、特別警戒区域は約11万3千箇所指定 ・進捗状況は<u>都道府県毎に大きな差</u> *主な理由:地区単位での指定希望、地元の反対 等
指定区域の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての都道府県で土砂災害警戒区域等をインターネットで公開 ・うち44都道府県で指定の範囲が分かる図面も公開する一方、<u>未公開の県もある</u>
警戒避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域が指定された市町村の9割で、地域防災計画へ警戒避難に関する事項を記載 ・<u>避難勧告、避難所に関する事項</u>への反映は相対的に<u>低調</u> ・避難勧告発令基準に<u>土砂災害警戒情報を活用していない</u>市町村が見られる ・土砂災害警戒区域が指定された市町村において、土砂災害ハザードマップを公表している市町村は<u>約4割</u>で<u>低い水準</u>
特定開発行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>開発許可申請前の事前相談</u>により、安全対策を講じたり、開発計画の見直しに至る事例が認められたが、<u>件数はまだ少ない</u>
特別警戒区域からの移転	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で30件の移転事例があり、<u>すべての事例で移転支援制度を活用</u> ・<u>独自の支援制度</u>を設けていたり、住民説明会で<u>移転支援制度を周知</u>している県では、移転<u>件数が多い</u> ・<u>移転勧告の事例はない</u>